

大好評「フローチャートでわかる届書の審査」の涉外戸籍版が登場！



渉外戸籍の扉

通則・出生・認知編

青木惺 監修 山下敦子 著

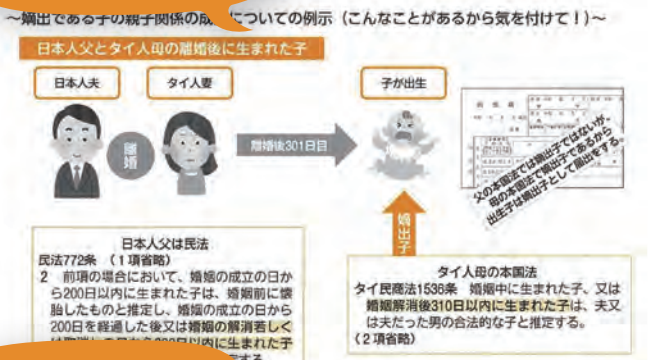
2024年2月刊 B5判 384頁(予定) 定価4,620円(本体4,200円)

978-4-8178-4938-0 商品番号：40980 略号：渉出

point

- 渉外戸籍の実務を、基礎からフローチャート形式で解説。
- 窓口での届書の審査における記載事項・実質的要件等について、確認漏れがないか、形式的要件が整っているかが一目でわかる。
- 基本のフローチャートに当てはまらない事例についても可能な限り想定し、届書・記載例を網羅的に掲載。初級者のみならず、**経験を積んだ担当者にも役立つ構成。**

レアケースなども図で理解できる



「疑問の窓」コーナーで日頃の疑問を解消



～事実主義と認知主義～

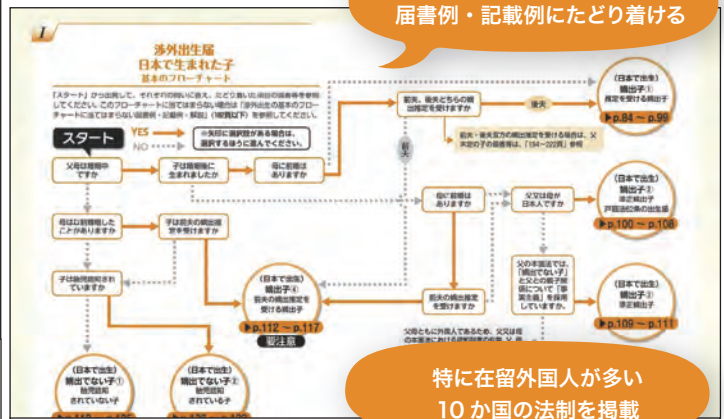
●事実主義とは？ 認知主義とは？

届出でない子と、その父又は母との間に血縁関係が客観的に存在すれば、父又は母が自分の子であると認めるまでもなく、出生の時点で当然に法律上の届出でない親子関係の成立を認める法制を「事実主義」といいます。

身分行為と要件	準拠法
離婚の実質的成立要件 (通則法27条・25条) ① 夫婦の同一本国法 ② 夫婦の国籍が同一でない場合は、夫婦の共通居所地法 ③ 夫婦の国籍、常居所いずれも同一でない場合は、 ※ ただし、当事者の一方が日本に居住する日本	
離婚の形式的成立要件 ① 行為の成立を定める法(通則法34条1項) ② 行為地法(通則法34条2項)	
離婚の効力	通則法27条で指定される準拠法による。

表で根拠と法令内容が確認できる

フローチャートから届書例・記載例にたどり着ける



特に在留外国人が多い10か国の法制を掲載

主要10か国の出生法制表5 氏名の法制

国籍	氏名の法制	氏名の表記等
(1) 中国(本土系)	中国法では、夫婦別氏制度(中国民法1056条)であり、子は父又は母の氏を名乗ること(中国民法1015条)とされている。	本国で氏名を漢字で表記する外国人である場合には、正しい日本語(人名用漢字には限定されず、漢字辞典に正字とされたものでよいといわれている(戸籍誌491～36))。
(2) ベトナム	(例) 氏名 (男) FAN Van Dong (女) VO Thi Pei ※ Van/D, 日本の男性の名前の「男」、Thi/D, 日本の女性の名前の「子」(調査)これを「テンナム」と呼ぶ	氏、名の順に片仮名で記載する

繰り返しの説明で知識が定着する！

※ 内容は変更となる可能性があります。

日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

X(旧Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版 HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間：月～金(祝日除く) 9:00-17:00